

議員提出議案第6号

桑名市議会基本条例の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び桑名市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年12月28日 提出

提出者	桑名市議会議員	渡邊 清司
賛成者	同	愛敬 重之
	同	松田 正美
	同	倉田 明子
	同	伊藤 研司
	同	水谷 義雄
	同	箕浦 逸郎
	同	南澤 幸美
	同	富田 薫
	同	中村 浩三
	同	飯田 一美
	同	佐藤 肇

賛成者	同	市野 善隆
	同	辻内 裕也
	同	飯田 尚人
	同	満仲 正次
	同	竹石 正徳
	同	畑 紀子
	同	星野 公平
	同	石田 正子
	同	大森 啓

桑名市議会基本条例の一部を改正する条例

桑名市議会基本条例（平成23年桑名市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（意見交換の場）

第9条 議会は、市民の意見を反映し市民参加の機会を拡充するため、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

2 前項の規定による意見交換の場に関することは、別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

様々な方法で市民と意見交換ができるよう所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正前	改正後
<p>(第9条) <u>(議会報告会)</u> 第9条 議会は、市政全般に関する課題について <u>市民と意見交換できる場として議会報告会を 開催するものとする。</u> 2 <u>議会報告会に関することは、別に定める。</u></p>	<p><u>(意見交換の場)</u> 第9条 議会は、市民の意見を反映し市民参加の <u>機会を拡充するため、市民との意見交換の場を 多様に設けるものとする。</u> 2 <u>前項の規定による意見交換の場に関するこ とは、別に定める。</u></p>